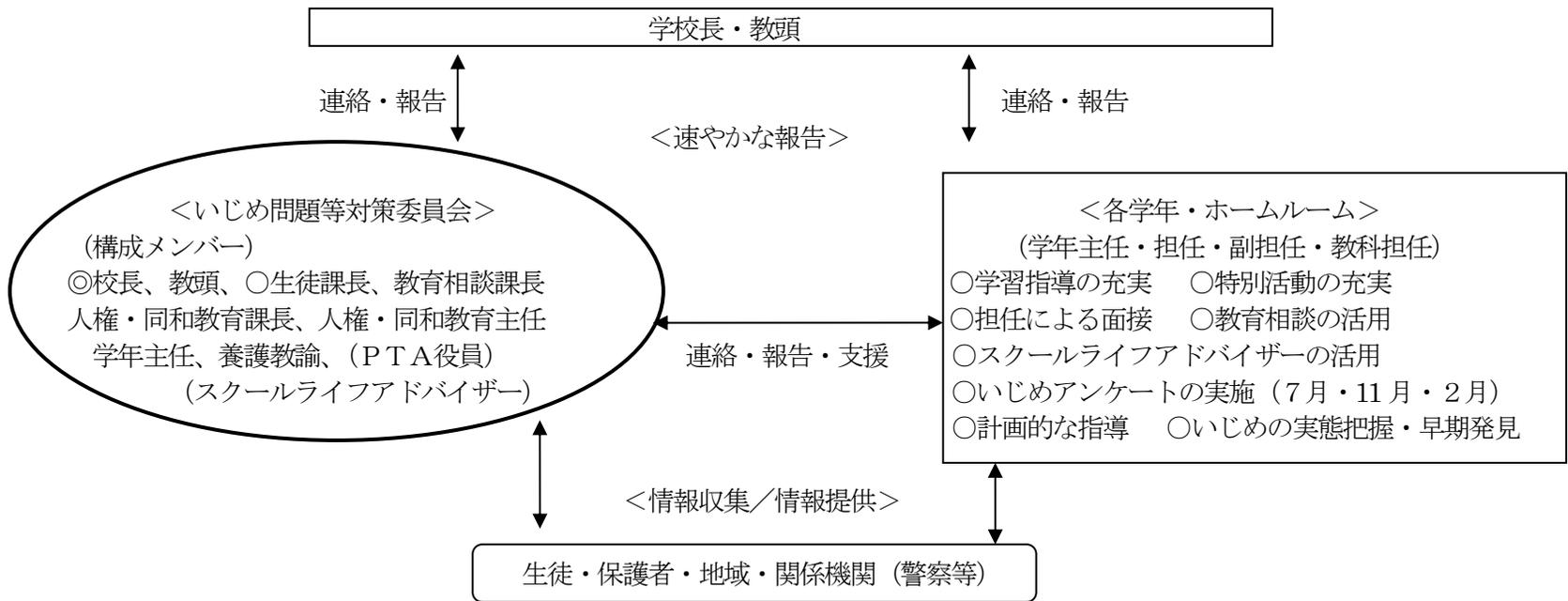
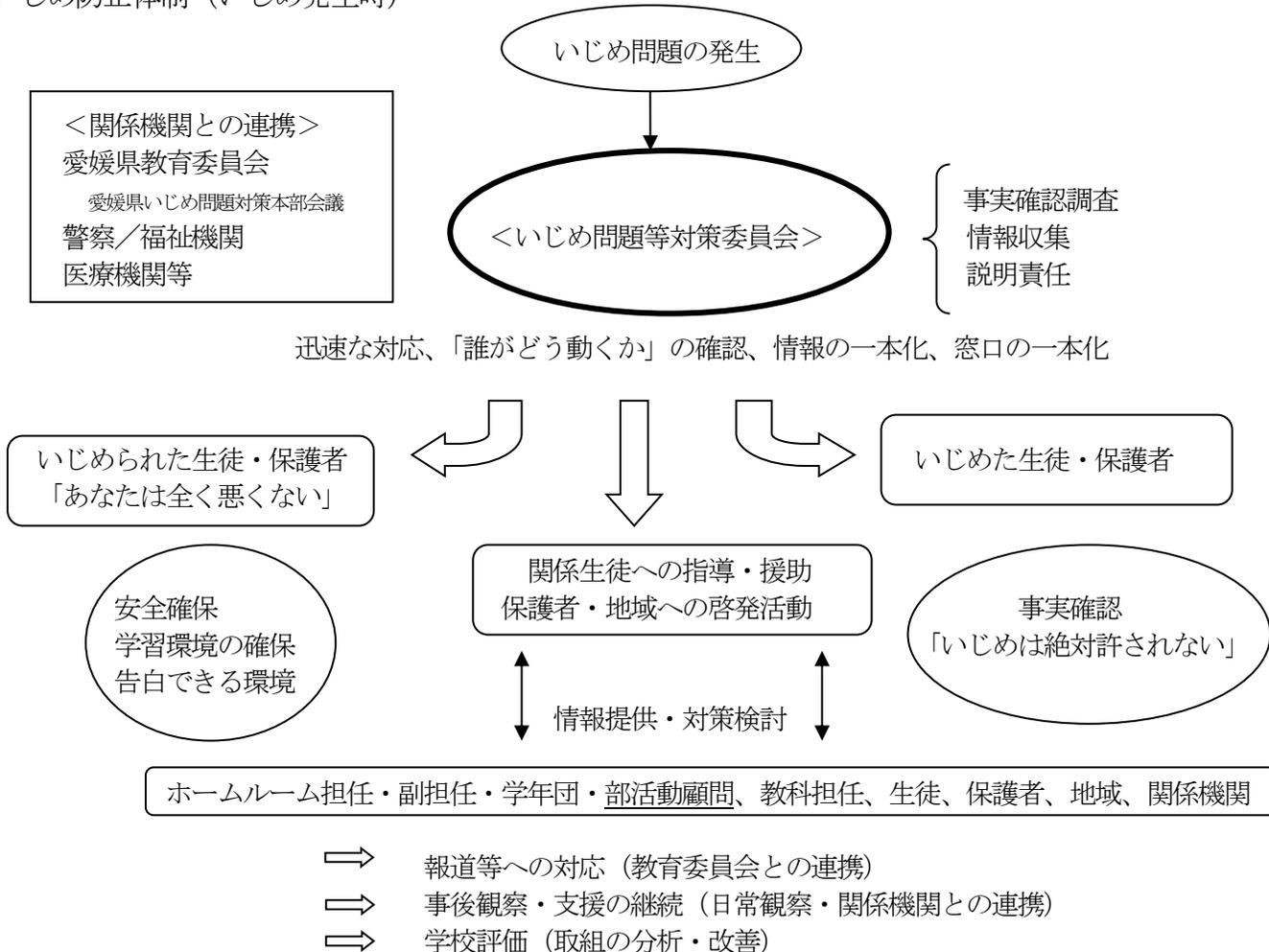


I いじめ防止体制（平常時）



※ 「いじめ問題等対策委員会」・・・いじめ防止のための年間指導計画を立案・点検・見直しを行う。
 ◎学校長を委員長、○生徒課長を副委員長とする。
 委員長は、必要に応じて委員会を開催する。
 また、委員長は、必要に応じて委員以外の者をオブザーバーとして出席依頼できる。

II いじめ防止体制（いじめ発生時）



※ いじめが発覚した時点で緊急に、いじめ問題等対策委員会を開き、組織的に対応する。
いじめに係わる情報を適切に記録して情報を共有し、被害生徒を徹底して守り通す。
 特に、重大事態が発覚したときには、一般生徒等のメンタルヘルス・ケア等を行い、生徒の不安を解消させる。